

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によって、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成二十一年六月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安芸郡府中町みくまり三丁目九六九番一の一部、九七〇番一の一部、九七〇番二の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島市安佐北区落合南三丁目二六一

数面 敏行